# 市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について (第二次制度改正事項)

2020年12月25日株式会社東京証券取引所

#### I. 趣旨

当取引所は、本年2月に公表した「新市場区分の概要等について」においてお示ししたとおり、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することを目的として、2022年4月に、現在の市場区分をスタンダード市場・プライム市場・グロース市場の3つの市場区分に見直すことを予定しています。

新市場区分への円滑な移行を実現するため、今般、「第二次制度改正事項」として、新市場区分の上場制度の全体像、上場会社の市場選択の手続及び新市場区分の上場維持基準を充たさない場合の経過措置について、所要の制度整備を行います。

なお、新市場区分における上場制度のうち、コーポレートガバナンス・コードの内容や新市場区分における上場料金等につきましては、「第三次制度改正事項」として、来年春以降の制度整備を予定しております。

#### Ⅱ. 概要

項目	内 容	備考
1. 新市場区分の上	・2022年4月4日(以下、「移行日」といいます。)付で、現在の	
場制度	市場区分を「スタンダード市場」、「プライム市場」、「グロース市場」	
	の3つの市場区分に見直します。	
	<スタンダード市場>	
	・公開された市場における投資対象として一定の時価総額(流動性)	
	を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持	
	続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向け	
	の上場制度を設けることとし、当該制度に基づき上場する株式等	

(預託証券等を含みます。以下同じ。)に係る市場区分を「スタンダード市場」と称することとします。

#### <プライム市場>

・多くの機関投資家の投資対象となりうる規模の時価総額(流動性) を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資家との建設的な対話 を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミ ットする企業向けの上場制度を設けることとし、当該制度に基づき 上場する株式等に係る市場区分を「プライム市場」と称することと します。

#### <グロース市場>

・高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの上場制度を設けることとし、当該制度に基づき上場する株式等に係る市場を「グロース市場」と称することとします。

# (1)上場審査基準

・新市場区分における上場審査基準を新設します。

- ※新市場区分への新規上場申請は、新規上場日が移行日 以降となることが見込まれる場合に受理するものと し、それまでの間は、現行の市場区分に係る新規上場 申請を受理します。
- ※現行の市場区分に係る新規上場申請等を行ったものの、新規上場日が移行日以降となることが見込まれることとなった場合には、以下の新市場区分への新規上

a. スタンダー ド市場(a) 形式基準 場申請があったものとみなして新規上場審査を継続 できるものとします。

現行の市場区分	新市場区分
市場第一部	プライム市場
市場第二部·	スタンダード市場
JASDAQスタンダ	
ード	
マザーズ	グロース市場
JASDAQグロース	

- ・新規上場申請者は、新規上場を希望する市場区分を指 定のうえ、新規上場申請を行うものとします。
- ・上場会社が他の市場区分への変更申請を行う場合に 適用される基準についても、当該市場区分における上 場審査基準と同様の基準とします。
- ・新規上場申請書類については、現行制度を踏襲するものとしますが、主幹事証券会社が作成した「推薦書」、「公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面」及び「確認書」に関しては、「上場適格性調査に関する報告書」に統合することとします。

・流通株式の定義については、「1.(3)流通株式の定

イ. 流動性 ・以下の基準を設けることとします。 項目 基準 株主数 400人以上 (上場時見込み) 2,000単位以上 流通株式数 (上場時見込み) 流通株式時価総額 10億円以上 (上場時見込み) ロ. コーポレー ・以下の基準を設けることとします。 基準 ト・ガバナン 項目 ス 流通株式比率 25%以上 (上場時見込み) ハ. 経営成績・ ・以下の基準を設けることとします。 財政状態 項目 基準

経営成績

財政状態

(上場時見込み)

義の見直し」をご確認ください。その他の算出方法等の取扱いは、現行の上場審査基準における取扱いを踏襲します。

最近1年間における 経常利益が1億円以上

純資産が正

ニ. その他	・現行の本則市場の形式基	準と同様の基準を設けることとします。	
(b)上場審査	<ul><li>企業の継続性及び収</li><li>企業経営の健全性</li></ul>	<ul><li>ガバナンス及び内部管理体制の有効性 適正性</li></ul>	・現行の本則市場にお審査を行うものとしる
b. プライム市 場 (a) 形式基準			・流通株式の定義につい 義の見直し」をご確詞 の取扱いは、現行の」 襲します。
イ. 流動性	<ul><li>以下の基準を設けること</li></ul>		
	項目	基準	
	株主数 (上場時見込み)	800人以上	
	流通株式数 (上場時見込み)	20,000単位以上	
	流通株式時価総額 (上場時見込み)	100億円以上	
	時価総額	250億円以上	

(上場時見込み)

・現行の本則市場における上場審査と同様の観点から 審査を行うものとします。

・流通株式の定義については、「1.(3)流通株式の定義の見直し」をご確認ください。その他の算出方法等の取扱いは、現行の上場審査基準における取扱いを踏襲します。

ロ. コーポレー ト・ガバナン ス

ロ. コーポレー・以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率	3 5 %以上
(上場時見込み)	

ハ.経営成績・財政状態

・以下の基準を設けることとします。

項目		基準
経営成績		A又はBのいずれかを充たす
	A. 利益実績	最近2年間における経常利益の総
		額が25億円以上
	B. 売上実績	最近1年間の売上高が100億円
		以上かつ上場日における時価総額
		が1,000億円以上
財政状態		純資産が50億円以上

二. その他

- ・現行の本則市場の形式基準と同様の基準を設けることとします。
- (b) 上場審査
- ・以下の事項について、上場審査を行うものとします。
  - ▶ 企業の継続性及び収益性
  - 企業経営の健全性
  - ▶ 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
  - ▶ 企業内容等の開示の適正性
  - > その他公益又は投資者保護

- ・現行の一部指定審査と同様の観点から審査を行うものとします。
- ※当取引所は、本年11月に一部指定基準を改正し、企業の継続性及び収益性の審査において、継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していることを確認することとしています。
- ※また、プライム市場では、他の市場区分と比較して一 段高いガバナンスを求めることとしており、「第三次

改正事項」において、コーポレートガバナンス・コー ドの改訂等を行う予定です。 c. グロース市 (a) 形式基準 ・流通株式の定義については、「1.(3)流通株式の定 義の見直し」をご確認ください。その他の算出方法等 の取扱いには、現行の上場審査基準における取扱いを 踏襲します。 イ. 流動性 ・以下の基準を設けることとします。 基準 項目 株主数 150人以上 (上場時見込み) 1,000単位以上 流通株式数 (上場時見込み) 流通株式時価総額 5億円以上 (上場時見込み) ロ. コーポレー・以下の基準を設けることとします。 ト・ガバナン 基準 項目 ス 流通株式比率 25%以上 (上場時見込み) ハ. その他 ・現行のマザーズの形式基準と同様の基準を設けることとします。

#### (b) 上場審査

- ・以下の事項について、上場審査を行うものとします。
- ▶ 企業内容、リスク情報等の開示の適切性
- 企業経営の健全性
- ▶ 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ▶ 事業計画の合理性
- ▶ その他公益又は投資者保護

# (2)上場維持基準

- ・新市場区分における上場維持基準を新設します。
- ・上場維持基準に抵触し、改善期間内に改善が行われなかった場合 を、上場廃止基準として定めることとします。

- ・現行のマザーズにおける上場審査と同様の観点から 審査を行うものとします。
- ※当取引所では、本年11月にマザーズの上場審査基準を改正し、企業内容、リスク情報等の開示の適切性の審査において、「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示を適切に行うことができる状況にあることを確認することとしています。(事業計画及び成長可能性に関する事項については、上場日においてその内容の開示を義務付けているほか、上場後、1事業年度に対して1回以上、その進捗状況を開示するものとしています。また、開示内容に重要な変更又は訂正が生じた場合には、速やかに当該変更又は訂正の内容を開示するものとしています。)
- ・上場維持基準に抵触したため、他の市場区分に変更することにより上場を維持することを希望する場合には、改善期間の最終日までに、他の市場区分への変更申請を行うものとします。なお、改善期間の最終日までに審査が完了しなかった場合は、完了までの間、監理銘柄指定を行うこととします。
- ・移行日の前日における上場会社については、当分の間、緩和した上場維持基準を適用します。詳細は、「3. 上場維持基準に関する経過措置」をご確認ください。
- ・その他の全市場区分に共通する上場廃止基準につい ては、現行制度を踏襲するものとします。

# a. スタンダード 市場

### (a)流動性

・以下の基準を設けることとします。

公一の金牛を取りることとしよう。	
項目	基準
株主数	400人以上
	(改善期間1年)
流通株式数	2,000単位以上
	(改善期間1年)
流通株式時価総額	10億円以上
	(改善期間1年)
売買高	月平均売買高10単位以上
	(改善期間6か月)

# (b) コーポレ ート・ガバナ ンス

(b) コーポレ ・以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率	25%以上
	(改善期間1年)

- ・流通株式の定義については、「1.(3)流通株式の定 義の見直し」をご確認ください。
- ・算出方法等の取扱いは、以下で特段の記載を行っていない限り、現行の上場廃止基準における取扱いを踏襲 します。
- ・流通株式時価総額については、事業年度末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出することとします。
- ・売買高については、毎年6月末日又は12月末日以前 6か月間における当取引所の売買立会での売買高を 月次平均にした値を用いることとします。

- ・上場会社が、例えばプライベート・エクイティ・ファンド等の第三者からの支援を受けて、上場を維持したまま事業再生を図ろうとした結果、流通株式基準に抵触することとなった場合については、5年以内の適合に向けた具体的な計画が開示されている限りにおいて、上場廃止を猶予するものとします。
- ・外国会社については、基準を適用しないこととしま す。

#### b. プライム市場

#### (a)流動性

・以下の基準を設けることとします。

グーや差中で飲けることとも方。	
項目	基準
株主数	800人以上
	(改善期間1年)
流通株式数	20,000単位以上
	(改善期間1年)
流通株式時価総額	100億円以上
	(改善期間1年)
売買代金	1日平均売買代金0.2億円以上
	(改善期間1年)

(b) コーポレ ート・ガバナ ンス

(b) コーポレ ・以下の基準を設けることとします。

項目	基準
流通株式比率	3 5 %以上
	(改善期間1年)

c. グロース市場

- ・流通株式の定義については、「1.(3)流通株式の定義の見直し」をご確認ください。
- ・算出方法等の取扱いは、以下で特段の記載を行っていない限り、現行の上場廃止基準における取扱いを踏襲します。
- ・流通株式時価総額の算出方法については、スタンダー ド市場と同様とします。
- ・売買代金については、毎年12月末日以前1年間における当取引所の売買立会での金額を日次平均にした値を用いることとします。

・スタンダード市場と同様の取扱いとします。

- ・流通株式の定義については、「1.(3)流通株式の定義の見直し」をご確認ください。
- ・算出方法等の取扱いは、以下で特段の記載を行ってい

# (a) 時価総額 (b)流動性

・以下の基準を設けるものとします。

項目	基準
時価総額	上場から10年経過後
	40億円以上
	(改善期間1年)

・以下の基準を設けるものとします。

	20 1 2 2 3 1 7 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
項目	基準	
株主数	150人以上	
	(改善期間1年)	
流通株式数	1,000単位以上	
	(改善期間1年)	
流通株式時価総額	5億円以上	
	(改善期間1年)	
売買高	月平均売買高10単位以上	
	(改善期間6か月)	

(c) コーボレ ート・ガバナ ンス

(c) コーポレ ・以下の基準を設けるものとします。

51 52 F E 60 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
項目	基準
流通株式比率	2 5 %以上
	(改善期間1年)

ない限り、現行の上場廃止基準における取扱いを踏襲します。

・時価総額は、事業年度の末日以前3か月間の平均値を 用いることとします。また、上場後経過年数の算定に ついては、移行日前に経過していた年数を引き継ぐも のとします。

・流通株式時価総額及び売買高の算出方法については、 スタンダード市場と同様とします。

・スタンダード市場と同様の取扱いとします。

(3) 流通株式の定義の見直し	・上場株式のうち、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等(金融機関及び金融商品取引業者以外の法人)が所有する株式については、上場株式数の10%未満を所有する場合であっても、流通株式から除くこととします。ただし、所有目的が「純投資」であることが明らかな株式については、流通株式として取り扱うこととします。	※現行制度では、上場株式数の10%以上を所有する場合に限り流通株式から除くこととしておりますが、市場における流動性(売買実績)が著しく低いことを踏まえ、見直しを行うものです。 ・所有目的が「純投資」であることが明らかな株式とは、直近の大量保有報告書等において、所有目的が「純投資」と記載されている株式とします。
	・役員以外の特別利害関係者の所有する株式について、上場維持基準に係る計算においても流通株式から除くこととするほか、当取引所が流通株式に含めることが適当でないと認める株式についても、流通株式から除くこととします。	<ul><li>※現行の上場制度では、上場審査基準に係る計算に限り 流通株式から除外することとしていますが、上場維持 基準に係る計算においても同様の取扱いに統一する ものです。</li><li>・当取引所が流通株式に含めることが適当でないと認 める株式には、上場基準の潜脱が行われたと認める株 式などを含めることを想定しています。</li></ul>
		※定義の見直しに伴い、上場会社に提出を求めている「株券等の分布状況表」の様式を見直し、事業年度末日等における国内の普通銀行、保険会社、事業法人等及び役員以外の特別利害関係者の保有状況等に係る記載欄を新設することとします。
2. 新市場区分の選 択手続		

(1)	上場会社に
よる	選択

・上場会社は、2021年9月1日から12月30日までの期間(以下、「選択期間」といいます)において、移行日に所属する市場区分として、スタンダード市場、プライム市場又はグロース市場のいずれかの市場区分を選択し、その旨を当取引所に申請することとします。

- ・新市場区分の選択申請に際しては、市場選択申請書、市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面のほか、選択先の市場区分に応じて「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」又は「事業計画及び成長可能性に関する事項」等の書類の提出が必要となります。詳細は、「別添1 新市場区分の選択申請に係る手続き」をご確認ください。
- ・市場区分の選択が以下の区分に該当する場合は、選択 先の市場区分の上場審査基準に適合するかどうかを 確認するための審査を行うものとします。詳細は、「別 添1 新市場区分の選択申請に係る手続き」をご確認 ください。

選択時の市場区分	選択先の市場区分
市場第一部	グロース市場
→ 18 <b>%</b> → 50	プライム市場又はグロー
市場第二部	ス市場
117	スタンダード市場又はプ
マザーズ	ライム市場
JASDAQスタン	プライム市場又はグロー
ダード	ス市場
JASDAQグロー	スタンダード市場又はプ
ス	ライム市場

・選択期間に市場区分の選択申請が行われなかった上場会社については、以下の市場区分への選択申請を行

				ったものとみなして取り	扱うこととします。
				選択時の市場区分	選択先の市場区分
				市場第一部、市場第二	スタンダード市場
				部及びJASDAQ	
				スタンダード	
				マザーズ及びJAS	グロース市場
				DAQグロース	
				・2021年9月1日から	移行日の前日までの間に新
				規上場、一部指定又は市	場変更申請などの手続を行っ
				ている会社については、	申請時において、移行日にお
				ける新市場区分の選択の	)意向を確認することとしま
				す。	
			. toa		
(2)新市場区分	・当取引所は、上場会社からの申請を		. ,		ハて上場会社が所属する新市
の決定	市場区分を決定し、移行日において	て、当該市場区分に上場会社を	と上	,,	2年1月中に当取引所ウェブ
	場することとします。				以後に新規上場等を行う会社
					いても、随時追加して公表し
				ます。	
3. 上場維持基準に	・移行日の前日における上場会社の		会社	<ul><li>・スタンダード市場又はグ</li></ul>	
関する経過措置	には、当分の間、緩和した上場維持				の基準を適用することとし、
	移行日の前日における市場区分	移行日における市場区分			、現行の市場第一部からの市
	2	スタンダード市場			長準と同水準の基準を適用す
	市場第一部	プライム市場		ることとします。詳細は	、「別添2 新市場区分におけ

市場第二部	スタンダード市場
マザーズ	グロース市場
JASDAQスタンダード	スタンダード市場
JASDAQグロース	グロース市場

- る上場維持基準の適用に関する経過措置」をご確認ください。
- ・移行基準日において、上場維持基準に適合していない 上場会社については、新市場区分の選択申請時に「新 市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書(以 下、「計画書」といいます。)」の提出を行った場合に限 り、緩和した上場維持基準を適用することとします (上場会社から提出を受けた計画書は、当取引所が、 上場会社が所属する新市場区分の一覧を公表する際 に、あわせて公表することとします。)。なお、特設注 意市場銘柄に指定された場合は、適用の対象外としま す。
- ※当取引所は、上場会社に対して、2021年6月30日を移行基準日とした上場維持基準への適合状況に基づく計画書の提出の要否等について、同年7月30日までに通知します。
- ・新市場区分への移行後において、引き続き上場維持基準に適合していない上場会社については、計画書に基づく進捗状況を、事業年度の末日から起算して3か月以内に開示している場合に限り、緩和した上場維持基準を適用することとします。
- ・新市場区分への移行後において、初めて上場維持基準 に適合しないこととなった上場会社については、当該 事業年度の末日から起算して3か月以内に計画書の

		開示を行った場合に限り、緩和した上場維持基準を適用することとします(以後、引き続き上場維持基準に適合していない場合の取扱いは、上記同様です)。なお、特設注意市場銘柄に指定された場合は、適用の対象外とします。 ・計画書を提出した上場会社は、(毎年の進捗状況の開示にかかわらず)記載の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の計画書を提出・開示するものとします。
		・移行日の前日において、現行の市場区分における実効性確保措置、猶予期間、監理銘柄又は整理銘柄等の対象としていた上場会社に関しては、移行日においてその内容を引き継ぐものとします(新市場区分における上場維持基準では対象とならない猶予期間入り又は監理銘柄指定は除きます)。
		・当該経過措置については、当面、見直しを予定しておりませんが、移行日後における上場会社各社の上場維持基準への適合状況など、中期的な状況変化等を踏まえながら、将来的に見直しを行う場合があるものとします。
4. その他	・その他所要の改正を行います。	・不適当な合併等に係る上場廃止基準に関して、上場審 査基準に準じた基準による審査の申請を行う場合に

	は、新規上場申請時と同様に「上場適格性調査に関す
	る報告書」の提出を求めることとします。
	・破産手続、再生手続又は更生手続に関する上場廃止基
	準の適用に関して、債務免除に関する合意が行われた
	場合を破産手続等に準ずる状態になったものとして
	取り扱う規定を廃止するなど所要の見直しを行うこ
	ととします。

# Ⅲ. 実施時期(予定)

- ・2022年4月4日から実施します。
- ・ 2. に関しては、2021年9月1日から実施します。

以上

# 新市場区分の選択申請に係る手続き

# 1. 市場第一部上場会社

選択先の市場区分	手続きの内容						
スタンダード市場	● 2021年9月1日から同年12月30日までの期間において、以下の書類をご提出ください。						
プライム市場		書類名                   提出期限					
	1. 市場選択	1. 市場選択申請書					
	2. 市場選択	の意向に関する耳	取締役会の決議内容を証	する書面			
	3. 上場維持	基準の適合に向け	ナた計画書				
	(移行基準	日において選択を	たの市場区分の上場維持!	基準に適合していない場合)			
	4. 改訂後コ	ーポレートガバフ	ナンス・コードの内容を	<b>豆映したコーポレート・ガバナンス</b>	選択期間の最終日		
	に関する	報告書			(12月30日)		
	● 選択先の市場区分の上場維持基準に適合しているかどうか(上記3.の提出要否)については、202 日を移行基準日として、以下の算出方法に基づき算出し、7月中に上場会社に通知します。 (スタンダード市場)						
		項目	基準	算出方法			
	事業年度末日時点の数値 いる「株券等の分布状況						
表」に基づき算出します。流通株式に 流通株式数 2,000単位以上 の定義によるものとします。)。 ・流通株式時価総額は、流通株式数に、利							

選択先の市場区分	手続きの内容				
		流通株式時価総額	10億円以上	月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平 均値を乗じて算出します。 ・流通株式比率は、流通株式数を、事業年度末日の上場株券	
		流通株式比率	2 5 %以上	等の数で除して算出します。	
	(プライム市場)				
		項目	基準	算出方法	
		流通株式数	20,000単位以上		
		流通株式時価総額	100億円以上	・スタンダード市場と同様の算出方法とします。	
		流通株式比率	3 5 %以上		
		売買代金	1日平均売買代金 0.2億円以上	・移行基準日以前1年間における当取引所の売買立会での金 額を、日次平均した値を用いることとします。	
グロース市場	● 2021年9月1日から同年12月30日までの期間において、グロース市場の上場審査基準に適合するかどうかを				
	確認するための審査に必要な書類をご提出ください。				
	・ 申請に必要な書類は、グロース市場の新規上場申請書類と同様とします。				
	・ 標準審査期間は約2か月を想定しています(早めのご申請をお願いいたします。)。				

## 2. 市場第二部上場会社・JASDAQスタンダード上場会社

選択先の市場区分	手続きの内容					
スタンダード市場	● 2021年9月1日から同年12月30日までの期間において、以下の書類をご提出ください。					
		提出期限				
	1. 市場選択申請書	申請日				
	2. 市場選択の意向に関する					
	3. 上場維持基準の適合に向	けた計画書				
	(移行基準日において上場	島維持基準に適合していなV	<b>い場合</b> )			
	4. 改訂後コーポレートガバ	デナンス・コードの内容を反	で映したコーポレート・ガバナンス	選択期間の最終日		
	に関する報告書			(12月30日)		
	以下の算出方法に基づき算 項目	出し、7月中に上場会社に 	通知します。 			
	株主数	400人以上	・株主数及び流通株式数は、直近の を用います(上場会社が提出して			
	流通株式数	2,000単位以上	表」に基づき算出します。流通株の定義によるものとします。)。 ・流通株式時価総額は、流通株式数			
	流通株式時価総額 10億円以上 月間の当取引所の売買立会によ 物値を乗じて算出します。					
	流通株式比率 25%以上 ・流通株式比率は、流通株式数を、 等の数で除して算出します。					
	TOM CINE CARDON 7 6					

選択先の市場区分	手続きの内容					
プライム市場	● 2021年9月1日から同年12月30日までの期間において、プライム市場又はグロース市場の上場審査基準に適合					
グロース市場	するかどうかを確認するための審査に必要な書類をご提出ください。					
	・ 申請に必要な書類は、プライム市場又はグロース市場の新規上場申請書類と同様とします。					
	・ 標準審査期間は、プライム市場について約3か月、グロース市場について約2か月を想定しています(早めのご申					
	請をお願いいたします。)。					

# 3. マザーズ上場会社・JASDAQグロース上場会社

選択先の市場区分	手続きの内容					
グロース市場	● 2021年9月1日から同年	年12月30日までの期間に	こおいて、以下の書類をご提出くた	さい。		
	書類名					
	1. 市場選択申請書					
	2. 市場選択の意向に関する	取締役会の決議内容を証す	る書面			
	3. 上場維持基準の適合に向	]けた計画書				
	(移行基準日において上場	<b>湯維持基準に適合していない</b>	場合)			
	4. 事業計画及び成長可能性	に関する事項		選択期間の最終日		
	5. 事業計画及び成長可能性	に関する事項の進捗状況の	継続的な開示に関する確約書	(12月30日)		
	以下の算出方法に基づき算り			+		
	項目	基準	算出方法	5		
	時価総額	40億円以上 (上場から10年経過して いる場合のみ)	・移行基準日以前3か月間の平均	値を用いることとします。		
	流通株式数	1,000単位以上	・流通株式数は、直近の事業年度に	券等の分布状況表」に基づ		
	流通株式時価総額	5 億円以上	き算出します。流通株式についるものとします。)。 ・流通株式時価総額は、流通株式			

選択先の市場区分	手続きの内容		
	流通株式比率	2 5 %以上	月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平 均値を乗じて算出します。 ・流通株式比率は、流通株式数を、事業年度末日の上場株券 等の数で除して算出します。
スタンダード市場	● 2021年9月1日から同年12月30日までの期間において、スタンダード市場又はプライム市場の上場審査基準に		
プライム市場	適合するかどうかを確認するための審査に必要な書類をご提出ください。		
	・ 申請に必要な書類は、スタンダード市場又はプライム市場の新規上場申請書類と同様とします。		
	・ 標準審査期間は約3か月を想定しています(早めのご申請をお願いいたします。)。		

以上

#### 新市場区分における上場維持基準の適用に関する経過措置

## 1. スタンダード市場

項目	経過措置	(参考)上場維持基準
(1) 株主数	150人以上(改善期間1年)	400人以上(改善期間1年)
(2) 流通株式数	500単位以上(改善期間1年)	2,000単位以上(改善期間1年)
(3) 流通株式時価総額	2. 5億円以上(改善期間1年)	10億円以上(改善期間1年)
(4) 流通株式比率	5%以上(改善期間なし)	25%以上(改善期間1年)
(参考) 売買高 月平均売買高10単位以上(改善期間6か月)		以上(改善期間 6 か月)

# 2. プライム市場

項目	経過措置	(参考)上場維持基準
(1) 流通株式数	10,000単位以上(改善期間1年)	20,000単位以上(改善期間1年)
(2) 流通株式時価総額	10億円以上(改善期間1年)	100億円以上(改善期間1年)
(3) 売買代金	月平均売買高40単位以上(改善期間6か月)	1日平均売買代金0.2億円以上
		(改善期間1年)
(4)流通株式比率	5%以上(改善期間なし)	35%以上(改善期間1年)
(参考) 株主数	800人以上(改善期間1年)	

# 3. グロース市場

項目	経過措置	(参考) 上場維持基準
(1) 時価総額	上場から10年経過後	上場から10年経過後
	5億円以上(改善期間1年)	40億円以上(改善期間1年)

(2) 流通株式数 500単位以上(改善期間1年)		1,000単位以上(改善期間1年)
(3) 流通株式時価総額	2. 5億円以上(改善期間1年)	5億円以上(改善期間1年)
(4) 流通株式比率	5%以上(改善期間なし)	25%以上(改善期間1年)
(参考) 株主数	150人以上(改善期間1年)	
(参考)売買高	月平均売買高10単位以上(改善期間6か月)	

以上